



Vol.212 2023.4

通信ワン・ツ



いっほ

サ会員の皆さんと
ホッターを結ぶ
ネットワーキング



生活サポートハウス いっほ

(運営) 社会福祉法人新座市障害者を守る会

〒352-0012 新座市畑中 1-5-37

TEL・FAX 048-478-7115

携帯 090-1662-8648

E-Mail syahukuippo@gmail.com

守る会 HP <https://niiza-mamorukai.org>

「新たな体制でよりニーズに即した見直しを」

吉井

いっぽの令和5年度は、新体制をとり、よりみなさんのニーズに合わせて事業の見直しをしていきたいと考えています。その大役を、こぶしの森副管理者として従事していた山田さんに担っていただくことになりました。勤務歴25年のベテランで、法人内の様々な事業所を経験しているため、ご存じの方も多いかと思いますが、初めての方にも安心していただければと思います。長きに渡った感染対策は、状況を見極めながら段階的に引き下げをしています。尚、月曜につきましては、新体制であることと、人員不足の為、休所のままとさせていただきます。

吉崎さんの後任として、3年半お世話になりました。なかなか現場に入ることとは出来ませんでしたが、今後もフォローに入る際は宜しくお願いします。

「いっぽで新たな一歩を」

この4月より、こぶしの森から異動して参りました。しかも管理者という立場です。管理者ですが、一から皆さんに教えて頂きながら、そして支えていただく事になります、山田竜彦と申します。どうぞ宜しくお願い致します。私は守る会に入職して25年が経ちます。初めはけやきの家。次がこぶしの森。そして今回がいっぽです。いっぽはけやき・こぶしとはまた違ったサービスを提供し、今まで私自身が触れ合った事がない時間を過ごせる事のワクワク感と、いい歳して「大丈夫か？俺？」と心配する感情が交錯しています。ですがけやきの家、くるみの木、こぶしの森といった守る会の事業所を利用している方々との、今までとは違った時間を過ごせる事、そして未だ会った事がない、いっぽ利用者の方々との新たな出会いを楽しみにしている自分があります。至らない点が多々あると思いますが、精一杯頑張りますので、改めてどうぞ宜しくお願い致します。

食糧危機がやってくる???

高田記

1年前の記事は、アフターコロナ?with コロナ?というタイトルでした。残念ながらアフターコロナでも with コロナでもなく、ずっと同じ状況が続いています。コロナに対する恐怖心は薄らいでいるような気がします。5月には5類に変わるようですが、どうなっていくのでしょうか。今年度こそアフターコロナになるといいですね。

今月も食べ物のお話です。この物にあふれて、何でも簡単に手に入る時代に食糧危機なんてちょっと信じられませんよね。でも最近やたらとコオロギを食べるように勧められたり、大手企業がコオロギ食事業に参入したりしていると思いませんか?そして、様々なメディアで有名人やタレントを使って普及させようとしているように見えます。冷凍食品、パン、お菓子などあらゆる食品にコオロギが使われ、今後も増えていきそうですね。

ではなぜコオロギなのか。コオロギで食糧危機は救えるのか?食糧危機を打開するのだったらもっといい方法があるんじゃないの?そう思えて仕方ありません。日本が食糧危機に陥る原因は、国内事情だと食料自給率の低さや、減反政策などによる休耕地の増大、農業(一次産業全体)人口の減少や、様々な法律や規制によるものなど多岐にわたります。もちろん世界情勢の影響も受けています。が、コオロギや昆虫に頼らなくても解決策はあるはず。コオロギにこだわる理由、調べてみたほうがいいかもしれませんね。

すでに学校給食にまでコオロギが使われ始めています。私は、自分自身はもちろん、子どもたちにもコオロギは食べて欲しくありませんが、このままだとありとあらゆるものにコオロギが使われそうですね。



【重要】★いっぽからのお知らせ①★

① 4月1日以降、初回利用の前に、 生活サポートの「利用者票」を確認させてください。

「生活サポート事業」を利用する際に必要な、令和4年度の「利用者票」はお手元に届きましたでしょうか？

届いた方は、いっぽに【利用者票】または【利用者票の表紙のコピー】の提出をお願いします。

利用者票は新しい利用者番号と負担額を確認し次第お返しします。まだ手続きをされていない方は「いっぽ」を利用できませんので、早急に「障がい者福祉課」で申請手続きを行ってください。



② 精神保健手帳をお持ちの方へ(新座市からお知らせ)。

生活サポート事業の利用対象の1つが「精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方」です。

この手帳は有効期限があり、期限切れの方は生活サポート利用の対象外となることがあります。

新年度の生活サポートの『利用者票』とともに、上記手帳をお持ちの方はお手元にある手帳のコピーの提出もお願い致します。

